

「日本国二国間クレジット制度（JCM）実施要綱及び日本国でのJCM利用に関する約款の改定案」に対する意見募集の結果について

令和3年5月31日  
環境省地球環境局地球温暖化対策課  
市場メカニズム室

令和3年3月30日（火）から令和3年4月28日（水）まで「日本国二国間クレジット制度（JCM）実施要綱及び日本国でのJCM利用に関する約款の改定案」に対する意見募集を行い、その結果を以下のとおり取りまとめましたので、公表します。本改定案は経済産業省、外務省、農林水産省、国土交通省との共管ですが、意見公募手続は環境省が代表して行っております。

今回の意見募集に当たり、御協力いただきました方々へ御礼申し上げます。

**1. 実施期間等**

- ・募集期間：令和3年3月30日（火）～令和3年4月28日（水）
- ・実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、環境省ホームページ
- ・意見提出方法：電子メール、郵送、ファックス

**2. 御意見の件数**

- ・電子メールによるもの：4件
- ・郵送によるもの：0件
- ・ファックスによるもの：0件

**3. 御意見の概要及び御意見に対する考え方**

別紙のとおり

**4. 本件に関する問合せ先**

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室  
電話：03-5521-8246（直通）

(別紙)

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>①該当箇所</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ P5.JCM の目的 第 4 条一</li></ul> <p>「途上国等への優れた脱炭素技術，製品，システム，サービス，インフラ等の普及や対策実施を通じ，実現した温室効果ガス排出削減・吸収への日本国の貢献を定量的に評価するとともに，日本国の NDC の達成等に活用する。」</p> <p>②意見内容</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 途上国等の実態を踏まえ，脱炭素技術に限定をせず，そこに至るまでのトランジションの観点も盛り込むべきではないか。</li></ul> <p>③理由</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 特に途上国においては，トランジション期間を経て脱炭素技術への移行が行われる事例が多い。したがって，我が国が早期からパートナー国の実状に即した貢献を行うためには，完全な脱炭素技術に限定せず，脱炭素に至るまでのトランジション技術も含めた支援を行うことが実効的であると考えられるため。</li></ul>	<p>ここでいう脱炭素には、概念上、そこに至るまでのトランジションも含まれております。</p>

※このほか、本件とは直接関係しない御意見を 3 件承りました。